

今回のテーマ： 税務行政の効率化によって取扱いが変更される事項

税務行政のデジタル化・効率化等の観点から、一部の法人に対して納付書の事前送付の取りやめとすべての法人・個人に対して申告書等の控えへの收受日付印の押なつが廃止されます。

納付書の事前送付の取りやめ

2024年5月送付分から、つぎの法人・個人への法人税、所得税、消費税の確定納付分および法人税、所得税の予定納税分、中間納付分の納付書の事前送付が取りやめとなりました。

《対象となる法人》

- ・ 電子申告により申告書を提出している法人
- ・ 電子申告義務化対象法人（資本金等が1億円超、グループ通算法人など）
- ・ ダイレクト納付等で納付書を使用せずに納付している法人

《対象となる個人》

- ・ e-Tax で予定納税額の通知書の通知を希望した個人
- ・ ダイレクト納付又は振替納税等により納付書を使用せずに納付している個人

《留意点》

- ・ 電子申告を利用せず、税務署から送付された納付書で納付している法人・個人については、引き続き納付書が送付されます。
- ・ 電子申告義務化対象法人以外の法人については、消費税中間申告書兼納付書は送付されます。
- ・ 源泉所得税の徴収高計算書は、事前送付取りやめの対象ではありません。

申告書等の控えへの收受日付印の押なつの廃止

2025年1月より税務署から返送される申告書等の控えに收受日付印の押なつが行われなくなります。書面で申告書等を提出（送付）する際は、原則的には正本（提出用）のみを提出（送付）することとなります。

《対象となる申告書等》

税務署等に提出（送付）される全ての文書

《当分の間の対応》

税務署窓口で申告書等の控えを提出した場合は、收受した日付や税務署名が記載されたリーフレットが交付されます。郵送で提出した場合も、窓口提出と同様に、日付や税務署名が記載されたリーフレットが同封され返送されます。

《申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法》

- ① 申告書等情報取得オンライン請求：所得税の確定申告書等については、PC・スマートフォン等からマイナンバーカードと e-Tax ソフト（WEB 版）を使用し、PDF ファイルを取得。
- ② 保有個人情報の開示請求：税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認。法人の申告書等には利用できません。
- ③ 税務署での申告書等の閲覧：税務署の窓口において、過去に提出した申告書等を閲覧（写真撮影可）。

お見逃しなく！

一部の金融機関では、窓口での地方公共団体の納付書の取扱いが終了もしくは別途手数料が発生するケースが増えてきております。取扱いが可能な金融機関については、各地方公共団体へご確認ください。